

塩竈の景観を守り育てる条例改正案に関するパブリックコメント実施結果

1. 意見募集期間 平成29年11月15日(水)～11月28日(火)
2. 意見提出者 1人(電子メール)
3. 意見総数 11件
4. 提出された意見の内容とそれに対する市の考え方

No.	項目またはページ番号	意見の内容(原文)	市の考え方
1	塩竈の景観を守り育てる条例改正案第2条	<p>条例案第2条(1)にあるような港町、門前町といった塩釜らしさのキーワードが分かるような、例えば「海と社の美しい景観を守り、育てる」といった名称を盛り込むと、他の自治体の景観条例との差異化がしやすいと思います。また、H20の「歴史まちづくり法」に対応するためにも、「歴史」というキーワードを盛り込むのもよいと思います。</p>	<p>今回の改正案第2条第1項第1号におきまして「社や海からの景観を守り育てるとともに、港町や門前町の景観を未来に繋ぎ、塩竈らしい愛着と誇りが持てる景観を創出する」との記載を盛り込む予定としております。</p> <p>また、条例第1条におきまして「この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき、景観の形成に必要な事項を定めることにより、私たちの塩竈を魅力ある歴史と風土のまちにすることを目的とする。」と案を変更いたします。</p>
2	その他	<p>前文が参照できないので、コメントのしようがありませんが、景観法制定の先駆けとなっている、H15.7の「美しい国づくり政策大綱」を引用すると方向性が明確になると思います。</p>	<p>今回の改正案では前文の変更はございません。なお、以下に参考として前文を記載いたします。</p> <p>「わたしたちのまち塩竈は、千賀の浦や塩竈神社の森といった美しい自然に恵まれ、起伏を生かしたまちがつくられてきた。そして変化に富んだ長い歴史の積み重ねを経て、港町や門前町のたたずまいを今に残している。</p> <p>先人から守り育てられてきたこれらのたたずまいは、心のふるさととしてわたしたちに郷土愛を育んでおり、これをさらに創造し未来に伝えることは、わたしたちの責任である。</p> <p>わたしたちは、この郷土が持つ歴史の匂いと文化の香りを大切にしつつ、自然と調和した快適で魅力あるまちにすることによって、親しみと誇りのあるまちにすることを決意し、この条例を制定する。」</p>

塩竈の景観を守り育てる条例改正案に関するパブリックコメント実施結果

3	塩竈の景観を守り育てる条例改正案第2条	第2条(1)ですが、「愛着と誇りを市民が持てる景観」としたほうがよいと思います。	景観形成には市民のみならず、塩竈で事業を営む方々、通勤、通学等で塩竈に通われる方々など、本市に関わる方に広く意識していただくことが必要だと考えておりますので、「市民」には限定しないものとしております。
4	塩竈の景観を守り育てる条例改正案第3条	第3条3項ですが、国及び県の公共事業についても、景観の形成に配慮した設計を要請する旨の追記があったほうが良いと思います。特に、塩釜の景観構成の重要な構成要素である港湾は、国・県の事業で整備が行われることが多いと思います。(それとも、第4条2項の事業者に該当すると考えてよろしいのでしょうか。)	お見込みの通り第4条の事業者には公共団体も含まれます。
5	塩竈の景観を守り育てる条例改正案第3条	第3条5項に関連して、例えば専任で市の景観行政にアドバイスをを行う「景観アドバイザー」や、長崎県長崎市で採用している「景観専門監」のように、景観専任の役職の設置を行うのもよいと思います。	宮城県では、市町村や市民団体などが行う景観を活かしたまちづくりを支援する「みやぎ景観アドバイザー制度」を創設し、現在、塩竈市海と社の景観審議会の委員2名が景観アドバイザーとして登録いただき、景観計画の策定はもとより景観形成に関する様々な課題などに対して、専門的な知見からご指導ご助言をいただいているところであります。 ご提案のありました「景観アドバイザーの専任」や「景観専門職の設置」については、景観計画の推進方策の一つとして、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。
6	塩竈の景観を守り育てる条例改正案第4条	第4条の3項に関連して、市民及び事業者に増改築の際の景観配慮を要請するのであれば、第3条3項において、公共土木事業の改修等(新規造成ではない改修事業)においても景観配慮を行うように明記するべきです。	設問NO.4で回答させていただいた通り、第4条の事業者には公共団体も含まれます。従いまして、公共事業におきましても景観に配慮いただくよう働きかけてまいりたいと考えております。 また第3条第3項におきましては、「市の公共施設の整備等を行う場合には、景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない」との記載しておりますので、率先して景観配慮に取り組んでまいりたいと考えております。

塩竈の景観を守り育てる条例改正案に関するパブリックコメント実施結果

7	塩竈の景観を守り育てる条例改正案別表	<p>条例案別表について、規制対象外の建築行為ですが、塩釜はそもそも高い建物があまりないので、高さ10メートルはやや高いように感じます。特に、眺望景観保全地区における行為制限等について当該地区ごとに定めるのは良いのですが、目安として別表で行為制限の上限(例えば高さ8メートル未満など)を定めた方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の改正案で示しております10メートルの基準は、届出義務が必要となる規模の建築物になります。</p> <p>なお、高さの基準をはじめとする行為の制限に関する具体的な基準などにつきましては、ガイドラインにおいて別に定めてまいります。</p>
8	塩竈の景観を守り育てる条例第5条	<p>第5条景観計画の策定においては公衆の縦覧は行わなくてよいのでしょうか。</p>	<p>景観計画(案)として平成28年に公衆の縦覧に供し、パブリックコメントを実施させていただきました。条例改正後、改めて計画の告示も行いますので、再度、縦覧を実施する予定です。</p>
9	その他	<p>市の景観計画の重点箇所(重点区域)を設定するべきです。</p>	<p>景観計画では市内全域を景観区域に指定しており、その中でも別に行為の制限が発生する区域を眺望景観保全地区として設定しております。また、計画内で塩竈らしい景観を有している地区を景観形成地区として6地区を設定し、景観形成を図ってまいります。</p>
10	その他	<p>眺望景観保全区域・景観重点区域における空地・空き家の管理についても定めるべきです。</p>	<p>今回の改正案第4条第1項では「市民及び事業者は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、相互に協力して景観の形成に寄与するよう努めなければならない。」と記載しており、空き地や空き家についても所有者や権原者が環境美化などの景観保全に努めていただくようになります。</p>
11	塩竈の景観を守り育てる条例第15条	<p>第5章表彰及び助成で、一定の地域における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体について、景観形成市民団体(活動)として認定するのも良いと思います。</p>	<p>今回の改正案第3条第4項に「市は、市民及び事業者の景観の形成に関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。」と記載しておりますので、ご提案のありました「景観形成団体の認定」につきましては、景観計画の推進方策の一つとして、今後の検討課題とさせていただきます。</p>